(目的)

第1条 この条例は、中小・小規模企業の振興に関し基本理念を定め、町、中小・小規模企業、商工会、金融機関、大企業及び学校の責務等を明らかにするとともに、地域社会が一体となって、中小・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小・小規模企業の成長を図り、地域経済の活性化及び町民の生活向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号。以下「法」 という。)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、町内に事 務所又は事業所を有するものをいう。
  - (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
  - (3) 中小・小規模企業 中小企業及び小規模企業をいう。
  - (4) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)で定める商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
  - (5) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)で定める銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)で定める信用金庫、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)で定める信用組合及び農業協同組合法(昭和22年法律第132号)で定める農業協同組合であって町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
  - (6) 大企業 中小・小規模企業以外の企業であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
  - (7) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める学校であって、 町内に所在するものをいう。
  - (8) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。 (基本理念)
- 第3条 中小・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
  - (1) 中小・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
  - (2) 中小・小規模企業の成長発展及び持続的発展が図られること。
  - (3) 町、中小・小規模企業、商工会、金融機関、大企業及び学校が相互に 連携して、協力の下に推進されること。

(基本施策)

- 第4条 町は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づき、次 に掲げる施策を実施するものとする。
  - (1) 経営基盤の強化及び経営革新の促進に資する施策
  - (2) 創業及び新産業創出の促進に資する施策
  - (3) 円滑な事業承継の促進に資する施策
  - (4) 雇用機会の創出並びに人材の育成及び確保に資する施策
  - (5) 生産性の向上に向けたデジタル化の促進に資する施策
  - (6) 地域経済循環の促進に資する施策
  - (7) 販路の開拓及び拡大に資する施策
  - (8) まちの賑わいにつながる事業活動の促進に資する施策 (町の責務)
- 第5条 町は、第3条に規定する基本理念に基づき、前条の施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 町は、前条の施策を推進するに当たり、資金、人材等の確保が特に必要 と思われる中小・小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。
- 3 町は、前条の施策の実施に当たっては、国、県、商工会、金融機関、学校及び町民と連携して取り組むものとする。
- 4 町は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、公平な競争性 の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小・小規模企業の受注機会 の確保に努めるものとする。
- 5 町は、前条の施策について、第2条第1号から第7号までに規定する者 及び団体に対して、情報提供及び意見交換を通じ理解を得るよう努めるも のとする。

(中小・小規模企業の役割)

- 第6条 中小・小規模企業は、地域経済及び社会環境の変化に対応し、事業 の成長発展を図るため、経営基盤の強化及び経営革新の促進に努めるもの とする。
- 2 中小・小規模企業は、町内の雇用機会の創出、人材の育成、福利厚生の 充実及び労働環境の整備に努めるものとする。
- 3 中小・小規模企業は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、 地域経済の発展及び町民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小・小規模企業は、商工会への加入に努め、町が実施する中小・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小・小規模企業の経営基盤の強化及び経営革新を促進 するため、他の機関との連携を強化し積極的に支援するよう努めるものと する。 2 商工会は、中小・小規模企業の振興に関する施策の実施に協力するよう 努めるものとする。

(金融機関の役割)

- 第8条 金融機関は、中小・小規模企業の資金需要に対して適切に対応する ことにより、中小・小規模企業の経営の改善及び向上を支援するよう努め るものとする。
- 2 金融機関は、中小・小規模企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

- 第9条 大企業は、地域社会を構成する一員として、中小・小規模企業の振興が地域経済の発展に重要な役割を果たすことを理解し、中小・小規模企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- 2 大企業は、商工会への加入に努め、中小・小規模企業との連携の下、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

- 第10条 学校は、この条例による中小・小規模企業の振興を図る施策を推進していくため、次世代の地域経済を担う人材の育成に努めるものとする。
- 2 学校は、地域経済の歴史的背景や変遷についての理解を深めるとともに、 職業体験を通して学ぶこと、働くこと及び生きることの意義を深めるよう 努めるものとする。

(町民の理解と協力)

- 第11条 町民は、中小・小規模企業の振興が地域経済の発展及び町民生活 の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小・小規模企業の振 興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- 2 町民は、町内において生産、製造、又は加工される産品及び提供される 商品・サービスの利用を通じて、地域社会の発展に協力するよう努めるも のとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。